

指定管理者の管理運営に対する評価シート（総合評価）

1 公の施設

施設名	大町市堆肥センター	設置年月	平成26年1月1日
所在地	大町市八坂7805番地	所管課	生活環境課

2 指定管理者

団体名	株式会社熊谷清掃社	選定方法	公募
住 所	埼玉県熊谷市上之3232番地	指定期間	平成26年2月1日 ~ 令和6年3月31日

3 当該施設の管理運営に関わる経費（単位：千円）

別紙参照

4 管理運営に対する評価、制度導入の効果について（総括）

指定管理者	合計評価点数	$\frac{96}{100}$ 点中	総合 評価ランク	S
【総 括】 令和5年度で10年目を迎え、開始当初の牛糞堆肥施設から生ごみ牛糞堆肥を生産する施設へと転換する事で継続してきました。生ごみの回収量が運搬回収費等の懸案事項があり増加させることが出来ていないが、代わりにHDMシステムによる完熟した生ごみ堆肥を生産する事で、牛糞堆肥と混合した品質の向上を試行し、現在「牛糞生ごみ混合堆肥」として安定して生産できるようになりました。 今後は、将来的な生ごみ由来の一般廃棄物の増加を考慮し、処理（堆肥化）できる計画が必要と思われるので検討・計画する必要であると思います。また、地域住民・農家さんとの交流を行い堆肥使用の有機栽培普及の試行も実施します。				
施設所管課	合計評価点数	$\frac{94}{100}$ 点中	総合 評価ランク	S
【総 括】 毎年、春と秋に実施している牛ふん堆肥販売は、市民より好評を得ており、堆肥製造や販売に精力的に対応いただている。また、小中学校へ配布する生ごみ堆肥の学校引渡しの迅速な対応や、毎週土曜日や祝日に回収される生ごみの受入れについても了承いただき、本事業を十分理解し施設運営に取り組んでいただいている。施設所管課として、引き続き適正な事業運営に努めていただくよう指導していく。 生ごみの収集については従来の小中学校、福祉施設、大町温泉郷等に加え、令和元年度より飲食店の生ごみの収集も開始したが、コロナウィルス感染の影響による宿泊施設や飲食店の利用者の減少により、コロナ禍以前より収集量は減少している。（前年比12t増）				

5 大町市行政改革推進委員会の意見

【行政改革推進委員会による意見を掲載】

6 大町市指定管理者評価委員会の評価・意見（相応の収益が見込まれる施設において中間年次以降のみ添付）

【指定管理者評価委員会による評価・意見等を掲載】

7 評価内容

評価の項目・視点						別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価					
1 施設の運営について				配点合計 20		18 点		18 点			
経営方針				配点 10		指定管理者		所管課			
施設運営のための経営方針は適切であったか						S		10			
市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し運営されているか											
【指定管理者の評価】											
各年度末に次年度の施設運営の計画を社内にて協議し、方針を周知してことで適切と考えています。											
たい肥センターの目的である生ごみをたい肥化し資源循環させる施設で、周辺環境への影響が無い様に維持管理しており、市の環境調査実施・監視委員会への報告でも指摘される事項は特になく、適切に運営をされている。											
【所管課の評価】											
施設の設置目的である「ごみの減量化と循環型社会の構築を推進すること」を実現のため、生ごみ堆肥化についての的確に理解されており、指定管理期間を通じて周辺環境への配慮により悪影響もなく、適切に運営をされている。											
利用者のサービス向上・利用促進に向けた取り組み				配点 10		指定管理者		所管課			
サービス向上のための取組みは適切であったか						A		8			
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足度が得られているか											
利用者の要望・意見の把握・対応は適切であったか											
利用者のトラブルの未然防止と対処方法は適切であったか											
施設の設備等の活用は適切であったか											
広報など利用に関する周知計画は適切であったか											
利用促進への取り組みは適切であったか											
施設利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であったか											
【指定管理者の評価】											
・当該施設は、従来可燃物である生ごみを堆肥化する事で、農業に利用し資源の循環を目的としている施設である為、施設利用ではなく堆肥の販売としてサービスを提供しています。											
その観点から定期的な販売会での円滑な購入方法（時間帯設定、整理券配布等）を検討し、事前に設備機器の整備実施等により、スムーズな販売会として利用者へ配慮しました。上記の運営方法であることから施設利用者へのアンケート調査は実施していません。											
その代わりとして、堆肥利用者への聞き取りを行い堆肥の効果効能に関する情報は収集しました。その評価は高評価を頂いており年々生産量が不足する事態となっています。											
【所管課の評価】											
堆肥の製造・販売に向けた資材確保等の取り組みは、指定管理期間を通じて安定的に行われており、堆肥販売に対する市民の要望に十分応えることが出来た。											
堆肥販売に対する苦情は寄せられていないが、アンケートは実施していないことから、利用者である市民の意見・要望を十分に把握できたとは言えず、サービスの向上を図るうえで不十分であった。											
販売した堆肥の利用者からは、その品質に対して高い評価を得られており、使用者数は増加傾向にある。											

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

2 危機管理体制、平等利用等について

配点合計 20

20 点

18 点

安全管理・安全対策

配点 10

指定管理者

所管課

利用者の安全確保に関する研修を実施し、職員が内容を熟知しているか

防災訓練等が実施されているか

施錠、警備体制等は適切であるか

その他緊急時の対応が適切であったか

S

10

A

8

【指定管理者の評価】

・施設利用者は堆肥の販売会時（2回／年）と限られており、その際には市と協力して入場車両の交通整理や誘導を行い、施設への入退場の安全を確保しました。

・防災訓練は定期的実施（1回／月）し、常駐職員への周知を図っています。また、緊急時に速やかに対応できるよう緊急連絡網の書類を作成し、現地事務所へ掲示しております。

【所管課の評価】

施設の安全管理上問題が発生したことはなく、管理は適切に行われている。
人が頻繁に出入りする施設ではなく、施設の構造上、災害時の避難も容易ではあるが、防災訓練が実施されているとの事だが、実施内容等の報告がないことから、適切な対応をしているとは言えない。

人が多く出入りする堆肥販売会では、市職員が協力し、交通誘導など安全管理に万全を期している。

平等な利用等について

配点 10

指定管理者

所管課

利用者の平等な利用の確保がされたか

不適切な利用の制限が行われていないか

S

10

S

10

【指定管理者の評価】

・生産される堆肥は、基本的に春・秋の年2回の販売会を実施し、事前受け付けにより販売をしました。

・来場時に募集した内容を確認させて頂き、不正購入の無いように対応しました。

【所管課の評価】

利用者には親切・丁寧な対応をいただいております。堆肥販売はスムーズな販売ができています。利用者間の不平等な対応や、不適切な利用制限も無く、このことに対して利用者からの苦情もない。

3 施設の管理経費、経理及び事務処理等について		配点合計 20		20 点		20 点	
施設の管理運営に係る経費の内容		配点 10		指定管理者		所管課	
施設・設備の維持管理の取組みは適切であったか				S		10	
経費節減のための取組みは適切であったか				S		10	
収支計画と事業計画の整合はとれていたか				S		10	
【指定管理者の評価】 - 施設設備は、定期的な管理・メンテナンスを実施し、修繕等が必要な事項、内容を予測し、非常時には速やかな対応が出来るよう準備しています。 - 運航車両は、運転記録を随時記録するようにして経費軽減を図りました。 - 収支計画と事業計画の整合は取れています。また、コロナ禍や経済状況による仕入等の高騰は、企業努力で対応しました。							
【所管課の評価】 当初計画に沿った施設の維持管理が行われている。施設維持に伴う設備修繕も適切に実施されている。電気料金などの施設管理に係る経費が高騰するなか、当初の年次計画に沿った指定管理料で運営していただいている。							
事務処理等		配点 10		指定管理者		所管課	
適正に会計処理が行われているか				S		10	
業務報告書や事業報告書が適切に作成されているか				S		10	
引き渡した備品が適正に管理されており、その帰属が明確であるか				S		10	
【指定管理者の評価】 - 消耗品、燃料費、光熱費等の定期的な支出科目は、仕入先（企業）より直接本社経理へ郵送して処理しています。 - 業務報告書等は、随時作成し保管しております。 - 施設内の設備機器は定期的にメンテナンスを実施し、所管課へ報告しています。							
【所管課の評価】 販売した堆肥の代金は毎回適切に納入されている。 作業報告書は毎月提出されており、作業に使用している車両等も適切に管理されている。							

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

4 労務管理面について

配点合計 20

18 点

18 点

職員の配置について

配点 10

指定管理者

所管課

人員の配置、有資格者の配置は適切であったか

職員の研修計画は適切であったか

地域雇用への配慮がなされているか

S 10

S 10

【指定管理者の評価】

・現地人員は、常時2名の職員で運営しており、臨時作業や欠員が生じた場合は管理責任者を主に一時的な増員により対応をしています。

・新たな職員を採用する場合は、技術責任者が現地指導を行い、安定に稼働出来ることの検証を行っています。また、採用職員は基本的に地域雇用を優先しています。

【所管課の評価】

作業員は常時2名を配置いただき、両名とも地元地域から雇用されている。

安定的な施設稼働のため、定期的に技術者による現地指導が行われている。

労働条件について

配点 10

指定管理者

所管課

労働法規等を遵守した適正な労働条件を確保しているか

※資料19「労働関係法令遵守に係る確認事項」に基づき両者にて確認を行うこと

法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）が整っているか

給料が遅滞なく定められた期日に支払われているか

健康診断は適正に行われているか

A 8

A 8

【指定管理者の評価】

・労働法規に関する事項は、別途「労働関係法令順守に係る確認事項」へ記載した通りです。

・法定三帳簿は整っており本社保管しています。

・給料の遅延払いはありません。

・健康診断は国民健康保険に加入しており、受診指導をしており本人負担で実施しています。

【所管課の評価】

労働法規を遵守した業務体制が適切に確保されているかについて、雇用者からの報告だけでなく現場従事者に確認を行い、特に問題ないことを毎年確認している。

健康診断が個人受診で行われていることから、毎年会社責任にて実施していただくよう指導を行ってきたが改善されていない。

5 その他		配点合計 20	20 点	20 点
連絡調整体制の整備		配点 5	指定管理者	所管課
施設の運営や事故等、必要な報告・連絡が速やかに行われたか		S	5	S
指定管理者と施設所管課で調整が行われたか				
指定管理者と施設所管課が互いに協力し、施設の有効活用が図られたか				
【指定管理者の評価】 特筆すべき事故は発生しておらず、施設内設備機器に関する異常等も所管課へ報告・検討し修繕等を実施しています。 定期的な所管課への報告・協議を行うとともに、随時現状報告、把握出来る様にしています。				
【所管課の評価】 現場従事者と雇用者（指定管理者）、所管課それぞれとの連絡・報告は速やかに行われており問題は発生していない。指定管理者と所管課との調整も必要に応じて行っており、施設の有効利用についても協議を重ねてきている。				
自主事業の実施・地域への配慮等		配点 5	指定管理者	所管課
自主事業の内容は適切であったか		S	5	S
地域との連携ができたか				
【指定管理者の評価】 ・自主事業として、生ごみ堆肥の流用方法の検討、試験を行い、生産量の少ない状況に対応できる方法を検討し、牛糞堆肥と混合した堆肥として流通できるように検証し、販売する事が出来ました。 ・有機たい肥を使用した有機農産物の生産、流通を行う為の試験を実施しており、令和5年度にある程度の成果は確認出来ると思われます。				
【所管課の評価】 市民への生ごみ堆肥の無料配布や学校施設への配布などにご協力をいただいていた。地元八坂地域からの要望により有機JAS適合資材の認証取得を目指して努力いただいたが、取得へのハードルが高いとのことで長年取得がかなわなかった。しかし、令和5年度中に取得出来るよう具体的な計画を進めていただいている。				
法令等の遵守・個人情報の保護措置・情報公開・特殊事情等		配点 10	指定管理者	所管課
関係法令等が遵守されていたか		S	10	S
個人情報保護の取組みは適切であったか				
公正で開かれた施設運営が行われていたか				
業務実施に当たり知り得た情報について適切に管理されていたか				
施設の特殊事情がある場合、適切な対応がされていたか				
施設の特殊事情： 堆肥の生産業務であることから臭気の発生や水質汚染の懸念がある				
【指定管理者の評価】 ・関係法令、個人情報保護等は適切に運用管理しています。また、特殊事情は特にありません。				
【所管課の評価】 堆肥化処理施設であるため、臭気や水質汚染等に特に注意が必要であり、適切な運営により、住民からの苦情は無く順調に稼働している。				

(別 紙)

(総合評価施設 : 大町市堆肥センター)

3 当該施設の管理運営に関わる収支(単位:千円)

項目			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
市	収入	納付金	498	606	559	513	395
		計(A)	498	606	559	513	395
	支出	指定管理料	10,336	10,431	12,148	10,431	10,431
		修繕費	386	294	486	286	350
		水質検査料等	365	559	496	422	593
		計(B)	11,087	11,284	13,130	11,139	11,374
	差引(A-B)		△ 10,589	△ 10,678	△ 12,571	△ 10,626	△ 10,979

項目			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
指定管理者	収入	指定管理料	10,336	10,431	12,148	10,431	10,431
		利用料					
		計(A)	10,336	10,431	12,148	10,431	10,431
	支出	HDMメンテナンス	3,022	3,050	3,050	3,050	3,050
		維持作業費	4,604	4,646	4,646	4,646	4,646
		経費	1,174	1,185	1,375	1,185	1,185
		施設設備修繕費	0	0	1,775	0	0
		共通仮設費	590	595	542	595	595
		現場管理費	449	453	434	453	453
		一般管理費	497	502	326	502	502
		計(B)	10,336	10,431	12,148	10,431	10,431
	差引(A-B)		0	0	0	0	0

指定管理者制度導入検討シート（再導入）			所管課	生活環境課
1 施設名	大田市堆肥センター		2 現在の指定管理者名	株式会社熊谷清掃社
3 施設の概要	大田市堆肥センターは、循環型社会の構築を目指して平成19年度から取り組んできた生ごみ堆肥化事業を更に前進させるため、PFI方式により施設改修を行った。 市内の住民や各種事業者と連携して生ごみの分別・資源化を進め、生ごみ堆肥の生産ではJAS認証の取得を目指すほか、地元有機栽培農家から需要が高い牛糞堆肥の製造も併せて行い、循環型農業にも寄与するものとする。			
4 制度導入の目的	整備後の施設の管理運営に関しては、堆肥製造に精通した事業者をPFIにより施設整備（改修）事業の受託者として選定しており、施設整備と管理運営を同一業者による10年間の指定管理とすることで、より効率的に質の高い堆肥を市内農業者や学校へ安定的に提供する。			
5 指定管理の実績（令和元年度～令和4年度の平均）				
利用者数		228人【内訳 R元(203) R2(235) R3(233) R4(241)】		
収入額		平均：10,837千円		
内訳		指定管理料：10,837千円		
支出額（事業費）		平均：10,837千円		
内訳		HDMメンテナンス：3,043千円、維持作業費：4,636千円、経費：1,230千円、施設設備維持管理費：444千円、共通仮設費：581千円、現場管理費：447千円、一般管理費：457千円		
職員数		職員 3名・嘱託職員 0名・臨時職員 0名（令和5年3月31日）現在		
6 評価	毎年実施している春と秋の牛ふん堆肥販売会は市民より好評を得ており、堆肥製造や販売に精力的に対応されている。また、市内小中学校等への配布や、毎週土曜日や祝日の生ごみの受入れにも対応いただくなど、本事業を十分理解し施設運営に取り組んでいただいている。 堆肥の有機JAS適合資材としての登録認証についての対応が遅れていたが、令和3年度に農林水産省が策定した食料戦略・有機農業推進法案の改定により、令和5年度中には有機JAS適合資材としての登録を行える見込みが立った。			
7 課題等	有機JAS適合資材としての登録認証は、資材を提供する肥料生産者が適合根拠書類を個々の事業者提出する必要があるなど、認証取得へのハードルが高く申請が出来ずに来たが、令和3年度に農林水産省が策定した食料システム戦略・有機農業推進法案の改定により、適合基準が緩和され令和5年度中には有機JAS適合資材として登録認証を行える見込みが立った。			
8 制度運用の適否と理由	制度導入は、堆肥製造に係る専門的な知識及びノウハウを有する民間事業者、原料の手配から堆肥製造まで施設の管理運営をお願いすることを目的としてきた。製造する堆肥の有機JAS適合資材の登録については令和5年度の登録に目途がついたこと。また、質の高い安定した品質の堆肥を安定的に提供できていることは、制度が適切に運用されたことを示しており、令和6年度以降も同制度により施設運営を継続していきたい。			
9 選定方法（非公募の場合はその理由）	導入当初はPFI方式により施設整備を行ったため、指定管理者も同一事業者で10年間という長期の指定管理を選定したが、再選定にあたっては非公募とする理由はない。			
10 指定管理とする期間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 指定期間： 5年			

総合評価の評価レベル

※各項目の評価点合計により総合評価をランク付け

- S：評価した結果、特に優れていると認められる。【総合得点90点以上】
A：評価した結果、優れていると認められる。【総合得点70点以上～90点未満】
B：評価した結果、適正であると認められる。【総合得点50点以上～70点未満】
C：評価した結果、改善が必要であると認められる。【総合得点30点以上～50点未満】
D：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。【総合得点30点未満】

評価点の詳細

※各項目における視点をもとに、5段階にて評価を実施

- S：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を大幅に上回る実績や高い市民満足度が得られた内容
A：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を上回る実績や市民満足度が得られた内容である
B：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書のとおりの実績である。
C：仕様書、協定書等を遵守しているが、事業計画書の実績に一部課題がある（改善指示が必要）
D：仕様書、協定書等を遵守しておらず、改善の必要性がある（改善指示に未対応である）。

（参考）H30年度までの評価基準

●総合評価の評価レベル

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 総合得点90点以上 | A：評価した結果、特に優れていると認められる。 |
| 総合得点70点以上～90点未満 | B：評価した結果、優れていると認められる。 |
| 総合得点50点以上～70点未満 | C：評価した結果、適正であると認められる。 |
| 総合得点30点以上～50点未満 | D：評価した結果、改善が必要であると認められる。 |
| 総合得点30点未満 | E：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。 |

●評価点の詳細

- A：特に優れている
B：優れている
C：適当である
D：改善が必要
E：未実施